事例を紹介したい。

河内国貢租米の江戸廻米について

――若江郡御厨村加藤家文書にみる一事例

池 田 治 司

はじめに

蔵に納められたものを詰米といった。蔵に納められたものを詰米といった。こうした幕府直轄領の本途物成の方と江戸の御蔵に廻送されていた。こうした幕府直轄領の貢租米は城米と呼ばれ、備荒貯穀のための囲米や幕臣の扶持米等にあてられ、これと呼ばれ、備荒貯穀のための囲米や幕臣の扶持米等にあてられ、これのうち江戸の米蔵に納入された貢租米を廻米と呼び、大阪・二条の大豆銀巻内幕府直轄領の本途物成のうち、三分の一銀納、十分の一大豆銀

物館所蔵)に残る廻米史料に基づいて、河内国における江戸廻米の一本稿では、河内国若江郡御厨村加藤家文書(大阪商業大学商業史博

中の代表として江戸にて蔵納にあたる納庄屋(納名主)の一人に選ば御厨村の庄屋加藤勘左衛門は、幕末の安政四年(一八五七)に、郡

る史料が同家文書中に比較的豊富に残っている。として江戸へ赴いている。こうした経緯から、同時期の江戸廻米に係れ、「河州若江郡渋川郡志紀郡丹南郡丹北郡右五郡村々納名主惣代」

江戸廻米という視点から、当時の現状をまとめたものである。本稿は、この文書の性格に準じ、信楽御役所支配河内国南方五郡の

廻米仕法の時代背景と廻送蔵

られ、当初から直接江戸へ廻送されていたと考えられる。(サ)一畿内幕府直轄領の江戸廻米の成立は、寛永一一年(一六三四)とみ

調達を生み、事故や難破が増加した。)の改善のために請負人を固定正以前の弊害(廻船請負の入札制による一手請負が船や乗員の無理なここで取り上げる安政年間は、正徳二年(一七一二)の廻送規定改

計六七字三五六戸前の規模であった。 計六七字三五六戸前の規模であった。 江戸の米蔵は、浅草をはじめ、その対岸の本所、小菅等に設置されていたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、享保頃まで江戸各所に散在していたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、享保頃まで江戸各所に散在していたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、主として備荒貯穀にあてられていたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、主として備荒貯穀にあてられていたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、主として備荒貯穀にあてられていたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、主として備荒貯穀にあてられていたが、浅草御蔵以外は全て籾蔵で、主として備荒貯穀にあてられていたが、浅草をはじめ、その対岸の本所、小菅等に設置されていたが、浅草をはじめ、その対岸の本所、小菅等に設置されていたが、浅草をはじめ、その対岸の本所、小菅等に設置されていたが、

一 江戸廻米の津出しと郡中廻米役人

ら一旦大阪備前島借蔵まで川路二里を剣先船で積下し、さらに備前島各村の郷蔵から古大和川筋(楠根川や長瀬川岸)に搬出され、そこか御厨村を例にとって追ってみたい。御厨村周辺地域の貢租米は、まずここで、河内国における江戸廻米の大阪川口までの津出しの状況を、

込んで、江戸へ廻送した。から上荷船・茶船で川口へ運び、幕府が手配した役船(廻船)に積みから上荷船・茶船で川口へ運び、幕府が手配した役船(廻船)に積み

直轄領の基本的な納入形式で、ここで貢租米の改めを受け、廻船の準大阪川口付近に郡単位で備蔵、借蔵を備えるのは、摂津・河内幕府

備ができるまで一時保管していた。

郷蔵より古大和川浜まで二丁半の道程を搬出し、ここから大阪京橋二間半、桁行五間の郷蔵が一ヶ所、氏神境内除地に建てられており、寛保三年(一七四三)の御厨村「明細帳」をみると、村内には梁行

(備前島)まで船路八○丁(約二里)を津出ししている。

き銀九分を百姓が負担している。に載る天保三年(一八三三)の東部隣村新家村の同運賃は、一石につに載る天保三年(一八三三)の東部隣村下小坂村「差出明細帳」によれば、京和七年(一七七○)の南部隣村下小坂村「差出明細帳」によれば、京印史料に船路の運賃は明記されていないが、加藤家文書中に残る明

御厨村「明細帳」、「米津出シ場」の項には、「(京橋までの船路)五里内二而御座候二付運賃者不被下候」〔() 内筆者注〕と但し書がある。つまり道法五里内のため、この間の運賃は百姓が負担せねばならねことを明記したものである。五里内の貢租米運搬には駄賃が支給されない制度は、江戸期以前からの慣例で、幕府はこれにならったのである。

であったので、百姓はこの積替賃米をも負担せねばならず、摂津・河また、剣先船の働場は京橋までで、大阪川内は上荷船・茶船の働場

糺しがあったことが記されている。

住勝手の船で備前島借蔵所までの津出しを出願し、寛政三年(一七九姓勝手の船で備前島借蔵所までの津出しを出願し、寛政三年(一七九内幕府直轄領の村々は、大阪町奉行所に積替え小廻し賃米の廃止と百

ころ、江戸廻送後一俵の混入が発覚し、江戸表にてこの件について御ルも発生した。安政五年(一八五八)四月二三日付にて、「当御支配所郡々惣代相兼納人河州若江郡御厨村庄屋勘左衛門、大坂湊御米差配勘左衛門が納名主惣代を勤めた安政四年の同支配所丹南丹北両郡の貢勘左衛門が納名主惣代を勤めた安政四年の同支配所丹南丹北両郡の貢租米を剣先船にて「旧大和川筋を積下すので、貢租米を積み合わせたと、加藤村支配の石川郡村方も同川筋を積下すので、貢租米を積み合わせたとの。 正の人の一部村方も同川筋を積下すので、貢租米を積み合わせたとの、江戸廻送後一俵の混入が発覚し、江戸表にてこの件について御助との、江戸廻送後一俵の混入が発覚し、江戸表にてこの件について御助と発生した。

役人が関係した。

位人が関係した。

で大の廻米輸送には空船の役船を調達するのが決まりで、郡中かには、「湊詰庄屋」あるいは「濱詰庄屋」などと呼ばれる村方にて納米にあたるもので、上乗は廻船に同乗し、船中の租米の監督・には納庄屋と上乗が選ばれ納米に立会う。納庄屋は先述のごとく江戸の人が関係した。

などに不埒なことがあれば吟味できる能力のある者を選ぶように命ぜ(一七二○)にいたり、鬮順に拘わらず廻米を大切にし、船頭や水主石以上を保有する真面目な百姓の中から鬮で選ばれたが、享保五年上乗は、二五歳から五○歳くらいまでで、筆算もかなりでき、高五

選ぶように仰せ渡されている。
「語」のおれた。そして、安政五年には、持高十石以上の百姓を対象に上乗を

に調整をはかっている。
に調整をはかっている。
納庄屋も郡中の実力者で実態にそぐう者を選ぶように決められてい

三 江戸廻米の積立仕法

法書」(加藤家文書)を引用しながら解説する。 江戸廻米の積立仕法について、寛政二年九月付の「諸国御廻

本文は次の前書きから始まっている。

大弼殿江伺之上申渡候村々之もの江茂得と申含心得違無之様可被取計候右之趣者本田弾正村々之もの江茂得と申含心得違無之様可被取計候右之趣者本田弾正無之郡中安心致間敷ニ付別紙仕法書壱冊并絵図壱枚相渡候間被得其意無之郡中安心致間敷ニ付以来取締之儀廻船差配人江申渡様俵仕立方諸国御廻米積船之儀欠請負相止メー統定例廻之義者船中欠減之定メ

九月

所替最寄替有之節者都支配江可申送旨被 仰渡奉承知候右之通被 仰渡奉承知候尤仕法書絵図共銘々写取返上可仕候

戈九月二日

菅谷弥五郎手代

福永政右衛門

うための欠米は、不足の補充に用い余った分は郡中に還付された。ないし三升であり、この超過分は込米や欠米として付加したものである。どちらも俵中の欠減を補うためのもので、込米は貢租米に算入さる。どちらも俵中の欠減を補うためのもので、込米は貢租米に算入さる。どちらも俵中の欠減を補うためのもので、込米は貢租米に算入さる。どちらも俵中の欠減を補うためのもので、込米は貢租米に算入さる。どちらも様の米量は全国一様ではなく、地方によって差があった。

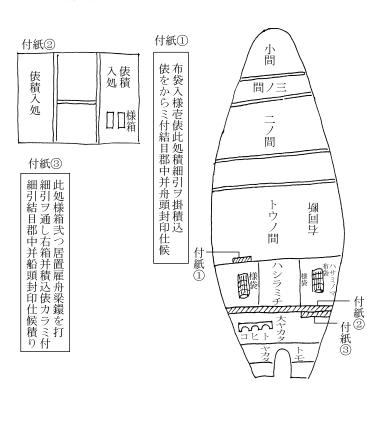
事保二〇年(一七三五)、廻米津出湊において郡中と船方との相対享保二〇年(一七三五)、廻米津出湊において郡中と船方との相対で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する責任をすべて船方で、船中において生ずる沢手米などの欠減に対する場所を表示の大減に対する景色を表示といる。

続いて次の船内絵図面が掲載されている。

マノ コー ファ カタ シモ ヤカタ シモ

絵面船形

考えられるので、参考のために次に掲げておく。
しかし、この船内絵図面はかなり簡略化されていると考えられる。
と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面は、「諸国御廻米仕法書」が郡中役人による写本であるためである。大阪府立大学総合情報センター所蔵の「御廻米納方雑辨記」めである。大阪府立大学総合情報センター所蔵の「御廻米納方雑辨記」めである。大阪府立大学総合情報センター所蔵の「御廻米納方雑辨記」と方容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われるが、おそらくこれが本来の絵図面の表記と内容的には写本と思われる。



次に仕法書本文の内容を見てみる。

六俵 米積所納所共請取渡廻俵取出し方之儀者御米何程在之候共三拾 御廻米之定例ニ付積所納郡中船方御米籾請取渡并廻様俵仕法書 仕掉鬮を入当り壱 一拾六俵取出 し貫目掛改類寄仕仮令

> 俵又者壱俵迄俵数割合を以又候鬮ヲ入廻俵取出し右升廻し平均 類貫目五口在之候得者右五口之内ゟ俵数多少ニよらず或者ニ俵三

を

請取渡仕候事

廻俵枡取之儀者御積所ニ而者船中上乗之もの納所ニ而者船頭升取 右廻俵計立之儀者飯櫃方壱斗壱升入之桶江米を入枡掻を付扨斗升 掻均し枡掻を渡計り立候積尤御定法木之枡掻を相用可申候事 を居置右斗枡之角ニ壱升之枡を立置真中ゟ落し入御米升ゟ不溢

樣俵廻船壱艘毎二四俵宛御渡被下候積尤右御樣俵之義 升目実入不同無之様御米足し合置右之内江猶又鬮入を以 し内弐俵者袋弐重ニいたし候上壱俵宛箱入候積り又弐俵者布袋弐 たし候事 ハ廻 四俵取 (長平 出 均

右様俵箱之義者乾松板壱寸之板を以細差に 張仕御役人并郡中名主上乗船頭立会封印い たし候事 而丈夫二仕様俵を入目

重二入候上俵ニいたし候事

船中御米欠減し御容赦之儀者右御様を目当ニいたし江戸大坂着之 様俵布袋之儀者地太成布ニ而壱重之袋弐つ拵置弐重ニ入仮令御米 上様俵計立四俵平均在米ゟ積込俵之方欠減相立候 を〆此結目に立会弐重ニ封印仕其上俵ニいたし候事 四斗入二候 八、四斗五升程入候袋二仕置御米四斗入猶縁在之様口 ハヽ 俵入壱斗こ

三斗七升入 壱俵ニ付御用捨米壱升

.御用捨米左之通当時壱合八勺九才之割合!

成

付弐合七勺之割合を以用捨米引其余船頭弁米可仕

四斗入 五斗入 四斗八升入 同断 同断 **壱升弐合九勺六才** 壱升八勺

壱升三合五勺

当時壱升八合九勺二成

同断

仲買ゟ日々書上類米値段を以上納仕候積り 但右弁之義者江戸者御蔵御張紙値段を以代金上納之積り大坂者米

御籾之儀積所納所共貫目廻しニ而請取渡可仕候但船中御用捨之儀 之方俵入壱斗ニ付目方八拾目割を以容赦目を引其余欠相立候ハ、 御様俵目当二いたし江戸大坂差し上様俵掛改様俵之貫目ゟ積込俵

但右弁籾之儀籾壱升之目方ニ而三百目之積を以是迄之通籾五合 摺之割合ニ而弁籾為致候積扨又貫目廻し鬮俵取出し并御様俵仕

法并籾代金共御米同様之仕法ニ可仕候事

船頭弁籾仕候事

御様俵船中置場之儀箱入弐俵者楫挟之間目先江居置雇船梁江鐶を ひ右積込俵江細引ニ而結付右結目江右同断封印仕御積所ゟ江戸大 布袋二而俵二相成候弐俵者両挟之間壱俵宛差出積込俵ニ而四方囲 打細引を廻し御様箱弐つとも結付右細引結目ニ上乗船頭封印扨又

封印可候事 積込俵を刎捨風波静り候後又々如元之置場江居置上乗船頭立会 但海上二而万一難風ニ逢御米刎捨候節者上乗相談之上封印を解 坂着船迄置場動き不申様上乗船頭大切ニ守護可仕事

御米水揚之節軽俵出候ハ、軽俵之分

方本俵同様鬮を入貫目類寄

仕壱 斗二付弐合七勺割合を以容赦米を引其余減石御座候ハ、船頭弁米可 ゟ壱俵づゝ鬮入以廻俵取出し枡目平均仕様俵之実入ゟ俵入壱

仕事

濡沢手弁米之儀者是迄之通郡中七歩船三歩之積を以可仕 但浦証文付濡沢手之分ハ是迄之通被下候事

右之通御定例御仕法御定被下置候様奉願上候以上

寛政二年戌九月

小沢手弁壱俵二付九合

答屋久兵衛 佃屋勘左衛門 筑前屋新五郎

廣嶋屋平四郎

中沢手同断 壱升五合

大沢手同断 弐升壱合

御勘定所

らを升廻し(検分)にかけ、 さらにそれぞれに鬮を入れ、 かよった俵を類分けする。例えば、この同類俵が五口あったとすると、 は、一二・三 を指す。)この 中俵の貫目を掛け改めて、貫目の似 さらに掉鬮を入れて、検査する一 を取り出す。(この場合の一掉と いて次のように定めている。つまり、 第一項ではまず、湊積所における その計量平均を確かめて船方へ渡す。こ 五分の一の割合で廻俵を取り出し、これ (納所も同様)廻俵取出し方につ 貢租米を三六俵一 に仕立て、

だけの口があれば、それを升廻しにかける。 二俵の場合は鬮入れをもって一俵を選び廻俵とし、類貫目がなく一俵の場合、類貫目が三俵以上の口は五分の一の割合で廻俵を取り出すが、

し、枡掻は御定法木のものを用いるものとした。中から落とし入れ、斗枡から溢れぬよう枡掻で掻均し、計量する。但用意し、その角に一升枡を置く。次に桶に入っている米を斗枡の真ん櫃形の一斗一升入の桶へ米を入れ、枡掻を付けておく。そして斗枡を「地方」では、この升廻しの計立方法について次のように定める。飯

が、納所にては船頭が行うことを定めている。第三項では、この廻俵枡取りの計量は湊積所にては船中上乗のもの

する。 ては、丈夫な糸二筋を使って折返し縫にする。 もって口を締め、 は乾松の一寸板を使い を入れて四俵を取り出し、内二俵は袋を二重にして一俵づつ箱に入れ、 一俵は布袋を二重にして俵にして積み込む。 入れ方は、内容量よりも大きめの袋で、 納米時計立の基準となる様俵は、 ·四・五・六項では様俵の拵え方や積み方について詳細に定めてい それ以外の二俵の布袋は、 この四俵は、 結び目に立会の上二重に封印をする。 実入が異ならぬように米を足し合わせた廻俵に鬮 差にして名主、上乗、 地太布の袋を二袋用意し二重に入れ 廻船一艘につき四俵づつ積み入 縁布が余るように余裕を 船頭立会の上、封印を 様俵のうち二俵の様箱 また袋の仕立

船中欠減容赦米より欠減のあった積込俵について、一斗につき二合七第七項では欠減容赦米についての取り決めがされている。すなわち、

のことを指す。
のことを指す。
のことを指す。
のことを指す。
のことを指す。
の割合に照らすと、五斗入俵では一斗三合五勺の欠する(弁米)。この割合に照らすと、五斗入俵では一斗三合五勺の欠する(弁米)。

目の割合で容赦し、それ以上の欠減は船頭が弁籾する。しは貫目廻しにし、様俵を基準にして欠減米は俵入一斗につき銀八〇第八項では籾納の升回し基準について定められている。籾納の升回

間に一 風に遭った際は、 縄にて様俵二俵を結び付け、様箱同様に封印をする。 挟の間とは、 **楫挟の間に置き、梁に鐶を打ち、これに通した細引縄で二箱の様箱** が静まった後、元通りの置場に戻し、同様に封印をする。 いるとおり、 結び付ける。そして、この結目に上乗・船頭立会の上封印をする。 内容については絵図面により補足解説されている。 第九項では様俵の船中置場について定めている。 俵づつ差出し、 右手挟の間の後方を指す。 前掲「御廻米納方雜辨記」 上乗と相談の上封印を解き、 積込俵にて四方を取り囲み、 また布袋の二俵は、 の絵図面に詳しく記載され 積込俵を刎捨て、 この積込俵に細引 先述のとおりこの 箱入二俵 海上で難 左右両挟 楫

とを禁じ、途中決して廻米以外の荷物を積載してはならなかった。水一尺の処に極印を付し、廻米積込み後の船足を極印より深くするこ項としては、船体の強度・船具・乗組人員などがあり、その他空船吃さらに『大阪市史 第一』の「廻船」項によれば、積込時の確認事

定める。

第一○・一一項では軽俵・濡沢手米の取り扱いについて次のように

行う。但し、浦証文付濡沢手米は例外となる。ニ合七勺の割合で容赦米を引き、それ以上の減石は船頭が弁米する。ニおじの際軽俵が出た場合は、本俵同様鬮入廻俵の後、一斗につき

七九二)には容赦米の規定が一部改正されており、この内容が続いてここまでの内容が、寛政二年の仕法書によるものだが、寛政四年(一

申涯

記載されている。

様俵義湊升廻ゟ過候分ハ切捨湊廻相用候様可致事取極候間其国々俵入ニ応し右割合を以容赦勘定取立差引可致候尤三合五勺之積を以致取引候処三斗七升入壱俵ニ付七合宛之容赦ニ五畿内中国筋様俵升廻し欠減容赦之儀是迄者五斗入壱俵ニ付壱升

容赦相心得尤様俵湊廻が過候分者是又切捨湊廻相用候様可致候右之通相心得北国筋之儀者是迄通り三斗七升入壱俵ニ付壱升宛之米八合之容赦ニ取組候間割合ニ応し容赦勘定相立候様可事但中国筋之内丹後石見国春廻し之国柄ニ付三斗七升入壱俵ニ付

右之通被 仰渡奉畏候以上

寛政四年

廻船御用達

子正月

代印

御勘定所

右者御組頭各務嶋之烝様御下掛り伊藤九左衛門様御立会被

仰

没候 事

これによると、容赦米は五斗入一俵につき一升三合五勺のところを を赦米は九合四勺五才となる。この容赦米の割合は幕末まで変更されれた。この割合からすると、河内国における廻米五斗入一俵について、れた。この割合からすると、河内国における廻米五斗入一俵について、 で赦米は九合四勺五才となる。この容赦米の割合は幕末まで変更されることはなかった。

四 貢租米の概要と廻送記録

家文書から確認してみよう。 こうした厳しい廻米仕法をもって輸送された江戸廻米の事例を加藤

御厨村の江戸廻米量は年によって異なり、安政四年は、六分方米納御厨村の江戸廻米量は年々変化し、納所も必ずしも三ヶ所納とは限らている。各々の数量は年々変化し、納所も必ずしも三ヶ所納とは限らている。各々の数量は年々変化し、納所も必ずしも三ヶ所納とは限らている。各々の数量は年々変化し、納所も必ずしも三ヶ所納とは限らず、江戸廻米の無い年もある。

加藤家文書には、同年一二月の「江戸御廻米一村限御割符帳」があ

表 1 安政 4年信楽御役所支配河内国南方 5郡村々江戸廻米割賦量

		7	7			石	石
サ:汀 ##	本河山台	石 40.000	石	四去₩	表字针		111
若江郡	森河内村	米 40.826	籾 23.9 134.79	丹南郡	南宮村	米 67.6548	
	高井田村 宝持村	192.561 37.489	18.65		河原城村七九分方 同村利兵衛方	96.006 23.4425	
					門門利共開力 平尾村		
	御厨村	144.859	61.34			158.395	
	下小阪村	49.379	7.62		小平尾村	144.908	
	稲葉村	91.352	13		岡村	181.904	
	新庄村	78.29	11		今池新田	2.3382	
	本庄村	113.9334	16.5		野中村	201.2268	
	菱屋中新田	9.232	1		野々上村	67.875	
	上若江村	168.2371	24.5		伊賀村	137.316	
	下若江村	146.2102	21.5	渋川郡	長堂分	31.487	籾 14.51
	萱振村	113.4785	16		東足代村	69.2979	46.52
	西郷村	67.4821	46.93		三之瀬分	27.5355	15.31
	近江堂村	91.3684			荒川村	89.0845	39.55
	友井村	67.1116	27.69		横沼分	55.5161	16.88
	東郷村	58.5755	29.71		大蓮村	201.5109	86.74
	木戸村	34.5033	19.07		太平寺村	26.456	
	庄之内村	42.8512	24.68		北蛇草村	19.4533	
	成法寺村	54.0659	25.61		久宝寺村古株	289.5398	92.91
	今井村	41.0015	17.07		同村 新株	91.146	27.79
	別宮村	50.0966	19.17		植松村	280.4572	66.39
	八尾座村	23.3333	13.74		渋川村	101.9161	36.37
	中田村	34.9593	14.23		六反村	33.3688	
	東弓削村	43.4401			鞍作村	94.8799	46.27
志紀郡	柏原村	259.9111			米乄	5,585.34	1,076.94
	田井中村新給	46.0007			小物成引受分	10.4871	
	同村 古給	29.9563			合米メ	5,595.83	
丹北郡	長原村 東方	118.3413					
	同村 西方	218.0456			秀八郎船	1,570	0.725石納不足
	木本村	19.8248			権九郎船	41	御代官所
	若林村 古方	18.954			同人	1,379	21俵納不足
	同村 新付	34.137			市蔵船	1,140	1俵 "
	川辺村	155.4024			永井積合益十郎船	550	
	三宅村 本郷	111.3485			茨田積合源太郎船	560	
	同村 分郷	20.8221			右〆米	5,240	
	田井城村	131.016			残米	355.83	
	更池村	8.292					
	高見村	48.394			河内国江戸廻米合計	12,725.43	
丹南郡	北宮村	69.6568			外欠米	254.5086	
					河内国江戸廻籾合計	1,076.94	
					外欠籾	21.5388	

所支配の河内国直轄領としては、北方二郡の廻米(米七一三九石四升 郎・市蔵・益十郎・源太郎の各船による廻送となっている。信楽御役 ○七六石九斗四升ある。この廻米は表1のごとく、船頭秀八郎・権九 五石三斗四升二合九勺の廻米量が割当てられており、 これをみると、小物成引受分を除いて、安政四年は南方五郡で五五 別に廻籾が一

留中諸入用納ニ付務もの帰国土産諸入用覚帳」をみると、加藤勘左衛 同年一二月三日付の「道中小遣諸事留帳」及び「御米納出府道中逗 六合七勺)を足したものが総廻米量(本米一二七二五石四斗三升二合

三勺)となる。

月中旬頃から復路は中山道を通って三月二八日に帰国する。 を通じて一二月中旬に江戸へ到着し、江戸にて納米に立会った後、 門は納庄屋として一二月三日に陸路を江戸へと向かう。往路は東海道

北方二郡も含めた河内国全体 が掲載されているが、その中から南方五郡の廻送概要を表2にまとめ 次に、同家文書安政四年一二月五日付の「御廻米着船要用留」を中 同年度の廻送記録を辿ってみる。この記録には、 (但し、 信楽御役所支配分) の廻米記録 同年度の

が、十番船は予定されておらず、 三・六・七・八・九番船は、 いことからも、後日残米輸送のため手配されたものと考えられる。 の六艘が南方五郡の貢租米を廻送したことになる。この六艘のうち、 この年の廻船は、河内国全体で一○艘あり、表2のとおり、このう 表1のとおり廻船として予定されている 出帆日が他の五艘より約一ヶ月も遅

> ここで、 廻送過程の詳細を各廻船ごとに補ってみる。

(三番船)

一二月一○日 巳の刻伊豆国下田湊入津

二月一一日 日和見合せ滞船

二月一二日 卯の刻西風にて下田湊出帆

二月 四 日 辰の刻相模国浦賀湊入津

艮の刻浦賀湊御番所改済

〈六番船〉

一二月一二日 西風につき一之関にて滞船

二月一三日 西風強く一之関滞船

二月 四 目 未の刻一之関出帆

二月一五日 未の刻摂津国二つ茶屋浦入津

二月一六日 雨天につき滞船

二月一八日 二月一七日 摂津国二つ茶屋浦出 同断につき滞船

二月二二日

午の刻伊豆国加茂郡入津

二月二三日 艮風にて滞船

二月二四日

卯の刻伊豆国加茂郡出帆

二月二八日 未の刻浦賀 入津

二月二九日 北風滞船

艮の刻御番所御改済

二月三〇日 同断

九番船 十番船 六番船 三番船 八番船 七番船 密 梅 摂州御影 摂州青木 摂州御影 摂州二と茶屋 摂州御影 伊勢屋七右衛門 吉田屋亀之助 松田屋治左衛門 橋本屋藤左衛門 加納屋甚吉 大和屋徳蔵 峹 H 秀八郎 沖船頭 宼 益十郎 権九郎 3 源太郎 揻 緛 16人 20人 16人 16人 16人 乗組人数 後兵衛 西鄉村 河州丹北郡 利兵衛 清兵衛 田井城村 河州渋川郡 弥次兵衛 孫助 久宝寺村 三ッ嶋村 河州茨田郡 高井田村 河州若江郡 河州若江郡 東足代村 河州渋川郡 五郎兵衛 上乗名前 四番組 四番組 少頭 小頭 五番組 小頭 小頭 小頭 大頭 五番組 大頭 大頭 三番組 小頭 神田金 大頭 玉屋甚五郎 大頭 小濱屋孫八 大頭 小濱屋孫八 一番組 仲仕番組·名前 新二郎 世 世世 鉄五郎 鉄五郎 三河屋栄二郎 吉野屋清助 清助 米世 幸 安次郎 三河屋栄二郎 安二郎 大坂出帆 品川入津 廻米量 (欠米含む) 12/21/2612/2312/1412/1212/2312/192/131/5 1/151/151/1 1,601石4斗 561石 515石5斗4升9勺 1,591石2斗 1,420石 (972俵4斗7升8合8勺) 486石4斗7升8合8勺 積高1,774石8斗 (211俵7升) 籾105石5斗 籾506石4斗3升 (2,325俵3斗) 米1,162石8斗 (3,202俵4斗) (1,031俵4升9勺) (1,122俵) (1,012俵4斗3升) (3,182俵2斗) (2,896俵4斗) 本庄 (本所) 水揚日 2/180 2 2/21 /11 小槽 1/13(本所) 1/121/2312/26本庄 /18/ 9 蔵納日 1/182/233/22/181/231/161 /19 2/242/14/26蔵番 (170±) 180 170 183 164 14 47 49 22 14 22 湊廻し 湊廻し |湊廻し 籾5斗1升8合8勺 湊廻し 21貫500匁 湊廻し 湊廻し 湊廻し 5斗3升3合 16貫目 21貫400目 21貫400匁 5斗2升9合6勺 5斗2升9合5勺 湊廻し 21貫400目 21貫500目 籾5斗3升7台 **米5斗3升5**亿 米5斗2升3合 **米**5斗3升 16貫300目 升廻し平均 銀850匁 銀680匁 100石に付 銀850匁 100石に付 100石に付 涶 鴐

表 2 安政 4 年信楽御役所支配河内国南方 5 郡江戸廻米概要

一月 四日 未の刻紀伊国九木浦入津	一月 二日 同浦出帆	一月 一日 北風にて滞船	一二月三〇日 北風にて滞船	一二月二九日 北風にて滞船	一二月二八日 申の刻紀伊国奥熊野梶賀浦入津	一二月二五日 辰上刻同浦出帆	一二月二四日 辰上刻摂津国二つ茶屋浦入津	〈八番船〉	一二月二八日の列浦賀出帆	一二月二六日 北風にて滞船	御米御改済	一二月二五日 午の刻浦賀入津	一二月二四日の卯の刻同浦出帆	一二月二三日 伊豆国入津	一二月二一日 卯の刻同浦出帆	一二月二〇日 西風にて滞船	一二月一九日 未の刻志摩国的矢浦入津	船足極印・人数船具改	一二月一九日 未の刻志摩国安乗浦入津	〈七番船〉	一月 二日 浦賀出帆
一月一〇日	一月 八日 雨東風にて滞船	一月 七日 北風にて滞船	一月 六日 東風にて滞船	船足極印・人数改済	一月 五日 志摩国安乗浦入津	一月 四日 戌の刻伊勢国的矢沖掛り	一月 四日 卯の刻出帆	一月 二日 午の刻九鬼浦入津	一月 一日 卯の刻同浦出帆	一二月三〇日 東風滯船	一二月二九日 辰の刻紀伊国橋杭湊入津	一二月二七日 同浦出帆	一二月二六日の刻摂津国二つ茶屋浦入津	〈九番船〉	御番所御改済	一月一四日 卯の刻相模国浦賀湊へ入津	一月 九日 卯の刻同浦出帆	一月 八日 雨天にて滞船	一月 七日 東風にて滞船	一月 六日 東風にて滞船	一月 五日 東風にて滞船

月一 四 日 卯の刻相模国浦賀湊へ入津

御番所御改の後、 艮之刻出帆

月二八日 兵庫湊へ入津

二月 月二九日 日 卯の刻同湊出帆 雨にて滞船

二月 Ŧi. 日 未の刻紀伊国九木浦入船

二月 二月 七日 六日 卯の刻同浦出帆 北風につき滞船

二月一一日 卯の刻伊豆国加茂郡入津

二月一二日 同浦出帆

午下刻相模国浦賀湊へ入津

艮の刻御番所御改済

等を経由して品川へ入る。 天候に大きく左右されている。また、浦賀での御番所改は、各船とも 全体としては、大阪川口から摂津・紀伊・伊勢・志摩・伊豆・浦賀 経由地は各船によってまちまちで、 航行は

ることとなった。

江戸廻送には浦賀(享保六年に伊豆下田から変更される。)にて

共通して行われている。これは廻米以外の荷物積載を取り締まるため

船足極印を検査することになっていたためである。

五 貢租米の蔵納と納入用

の項では、 前記六廻船についての蔵納とその諸入用について、

「御廻米着船要用留」及び各蔵納の諸入用帳を資料として解説する。

これを基準に取り計らうように達せられた。 通常通り計量し取り計らうようにとの旨であったが、様俵の減石乱俵 連絡があり、 告するように仰せられ、 の破損が確認されており、 なってやっと理解が得られ、結局まず様箱を受け取り、内拵えの上 入れていないと主張したが、埒が明かなかった。そして、正月七日に はあるまじきことであり、郡中としては国元からはそのような俵は積 通達を願い出る。これに対し同詰所から、廻船方詰所へ出向くように 様箱・様袋の改廻しはせずに、御蔵役人で御掛りの久松様にこのよう な乱俵が出ては受取り難い旨相談したところ、御蔵詰所へその旨を報 三番船は、水揚廻しにより多分の貫目枡目不同が確認されたので、 同所へ同様の掛合いを申し出た。 同詰所から船方へ乱俵のため受取り難い旨の これは基準とせず、 ただこの時、 様箱の方だけを計量す しかし、 回答は様俵を 様袋は封印

うこととなった。 同一七日に様俵の本改めと廻俵が進んだが、 中止となり、 升四合三勺と計量される。そして、正月一六日に積込俵の下改め、 翌正月八日様箱二箱の改めが行われ、それぞれ五斗一升六合、五斗 翌一八日やり直しの上、五斗一升九合の基準で内拵を行 同日雨天のため本改めは

俵 御蔵納諸入用帳をみると、水揚高は三二〇二俵四斗(本米三一四〇 欠米六二俵四斗)で、表2の数字に合致する。このうち、内拵差

減り米、 八〇俵二斗五升は船沢手米切替分) 劣り米など七○俵一斗五升を除いた三一三二俵二斗五升

が蔵納米となる。

廻米着船要用留」 二二番蔵と一四番蔵の納内訳は、二二番蔵が二八四五俵二斗五升 八〇俵二斗五升は切替分)、 一四番蔵が二八七俵である。(「御

については、 納屋次郎作の四名の名が御蔵納諸入用帳に記載されている。この四名 なお、廻船差配人は苫屋久兵衛、 全廻船に共通している。 佃屋勘左衛門、 廣島屋平四郎、 嘉

〈六番船

かなく、小菅納の内訳はわからない。 る。しかし、これに対応する御蔵納諸入用帳は、浅草・本所蔵の分し 本庄(本所)一六四番蔵、 六番船は表2のとおり、総積高は一七七四石八斗で、浅草二二番蔵、 小菅四九番蔵に納入する米籾を積合せてい

米となる。 俵三斗を除いた二二七九俵(内、一六二俵は船沢手米切替分)が蔵納 俵三斗)で、このうち内拵差減り米・切替減り米・ 劣り米など四六 六番船の米納水揚高は二三二五俵三斗(本米二二八○俵、欠米四五

七番蔵に残ることになる。

の籾納は、 米など九俵四斗三升を除いた一○○三俵が蔵納されている。なお、こ 俵、欠籾一九俵四斗三升)で、このうち内拵差減り籾、 ず、この納内訳をみると、水揚高は一〇一二俵四斗三升 籾納分は、前記のとおり本所一六四番蔵の諸入用帳しか残っておら 一旦一六六番蔵に 込みにされた後、 一六四番蔵に納入さ 餘籾、 (本籾九九三 劣り

れている。

〈七番船〉

米切替出来分一一七俵)が一七〇番蔵へ納入されている。 切替減り米、 斗 七番船の水揚高は、 (本米二八四〇俵、 劣り米など七七俵四斗を除いた二八一九俵 欠米五六俵四斗)で、このうち内拵差減り米、 諸入用帳によると、表2と同様の二八九六俵四 內 沢手

〈八番船〉

四七番蔵と二二番蔵の納内訳は、まず水揚高の全てを四七番蔵へ納入 二俵二斗となる。「御廻米着船要用留」から蔵納状況を拾ってみると 切替減り米・ 劣り米などを合わせると四九俵二斗あり、合計三一八 二八一七俵と沢手米切替米三一六俵である。この他に内拵差減り米 ○ 俵、 し、このうち三二四俵を二二番蔵へ移したので、二八五八俵二斗が四 八番船は、諸入用帳によると、水揚高三一八二俵二斗(本米三一二 欠米六二俵二斗)のうち納米は三一三三俵で、この内訳が本米

して一一二〇俵程度が南方五郡の貢租米という計算になろう。 実際の蔵納米量は定かではないが、三一三三俵のうち、一俵五斗入と 五郡の江戸廻米割符帳によれば、五六〇石の米納割当てとなっている。 但し、八番船は表1にも記載のとおり、茨田郡積合せの船で、 南方

〈九番船〉

米一〇三五石九斗九升四合六勺を積合せ、総積高としては約一五九七 九番船の水揚高は五六一石となっているが、 他に永井様御領分の城

石となる

の相対が成立した。 にて引合休みにつき、同一二日引合の上、「メリ米」のうち六歩五厘にて引合休みにつき、同一二日引合の上、「メリ米」のうち六歩五厘二月九日の水揚時に故障があり、引合書を作成し、同一一日は大火

七俵を一四番蔵に納入している。
米二二俵)で、このうち内拵差減り米、 劣り米五俵を除いた一一一蔵納諸入用帳をみると、水揚高は一一二二俵(本米一一○○俵、欠

〈十番船

trono。 計でのでである。 おびの船には岡部筑前守様御預り所の御城米本欠合わせて七一四石を積合 台番」と記され、異同がある。)へ水揚げされている。この他に、こ 一八○番蔵(「河内国去巳御年貢米御蔵納諸入用帳」では、「御蔵百七 五斗四升九勺は浅草一八三番蔵へ、籾納分九七俵四斗七升八合は本所 土番船は積高一○○二石一升九合七勺で、このうち米納分五一五石

差減り籾二九俵三升八合八勺を差し引いた九四三俵四斗四升を蔵納し籾九五三俵四斗四升、欠籾一九俵三升八合八勺)のうち、餘籾、内拵一升を蔵納している。籾納分は水揚高九七二俵四斗七升八合八勺(本内拵差減り米、餘米など二○俵三升九合を差し引いた一○一一俵一斗については、水揚高一○三一俵四升九勺(本米一○一○俵四斗三升二に可託託入用帳は、米納分と籾納分が別冊となっていて、まず米納分前記諸入用帳は、米納分と籾納分が別冊となっていて、まず米納分

いる。

を、各蔵納の諸入用帳をもとに表3として掲げる。以上、各廻船の廻送米蔵納内訳を記したが、次にこの納入用の詳細

ての表の仕組みとしては、納方会所にて郡中納人方より受取る人足賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃(本米運賃は幕府負担)などの納入用合計をAと賃、損料、欠米運賃の額が入びによりでは、納方会所にて郡中納人方より受取る人足

六 不足米の買納

達当番伊藤庄助・冨谷嘉兵衛に支払っている。 合は餘米である つき銀三五匁)、合計金一三七両一歩と永一二一文九歩を、 文三歩と、顔付料・世話料として金一両と永二四五文六歩 合入三五石につき金六三両三歩替で購入し、 了した訳ではなかった。 四四石のうち一 日に豊前出米一四四俵 安政四年度の加藤勘左衛門が納人を担当した江戸廻米は、これで終 四二俵二斗六升二合を蔵納し、 不足米の買納である。 (七四石七斗三升六合)を、一俵五斗一升九 代金一三六両と永一二六 納蔵は六四番蔵で、米 この年の買納は、 残り一俵二斗五升二 (三五石に 四月

		表3 5	安政 4 年信楽御役所支配河内国南方 5 郡江戸廻米蔵納諸入用一覧	b配河内国南方 5 郡	I戸廻米蔵納諸入用-	7回70回		
納蔵	22番/14番	22番	164番 (本所)	170番	47番/22番	14番	183番	170番 (本所)
船番	三番船	六章	六番船	七番船	八番船	九番船	+4	十番船
①根太木持運、苫菰葺方 水揚拌方、同見直拼返納、 根太引等人足賃 (1俵につき6厘5毛)	2 国 8 少 1 次 8 0 2 第	銀151匁1分6厘6 毛	銀55匁6分5厘2 毛 (籾のため1俵に つき5厘5毛)	銀188匁2分9厘2 毛	銀206匁8分5厘6 毛	銀72匁9分3厘	銀66匁8分9厘	銀53匁5分1厘1 毛 (籾のため1俵に つき5厘5毛)
②三重皮切人足賃 (1俵につき1厘)	32 2 厘 8 毛	23欠2分5厘6毛	10匁1分1厘9毛	28欠9分6厘8毛	31匁8分2厘4毛	11匁2分2厘	10匁2分9厘1毛	9匁7分3厘
③内拵秤掛け目見賃、平 人足并納賃目掛け秤目見 賃(1俵につき2厘8毛)	87匁3分8厘2毛	60目3分2厘9毛	23匁2分4毛 (籾のため1俵に つき2厘3毛)	77欠6分9厘4毛	80目 3 厘 5 毛	31欠4分1厘6毛	27匁7分7厘8毛	22匁1分7厘8毛 (籾のため1俵に つき2厘3毛)
④差米 (籾) しめ直し人 足賃 (1俵につき1厘)	31欠1厘8毛	21欠4分8厘6毛	10匁5厘9毛	27欠5分6厘8毛	28匁 4分 2 厘 4毛	11匁2分	9欠9分2厘1毛	9欠7分3厘
⑤差米 (籾) しめ直しの 節使用する敷莚損料 (1俵につき1厘)	3匁7分2厘2毛	2欠5分7厘8毛	1欠2分7毛	3欠3分8毛	3欠4分1厘1毛	1欠3分4厘4毛	1匁1分9厘1毛	1匁1分6厘8毛
⑥1俵につき1枚の苫菰 損料(1枚につき1厘)	28久2厘8毛	20目7分5厘6毛	9匁1分1厘9毛	25欠4分6厘8毛	28匁8分2厘4毛	10匁2分2厘	8匁2分9厘1毛	8匁7分3厘
⑦360俵につき1張の懸 納損料(1張につき1欠 2分4厘)	11欠3厘6毛	8欠1厘	3欠4分8厘4毛	9欠9分8厘2毛	10匁9分6厘2毛	3欠8分6厘9毛	3欠5分4厘6毛	3欠3分4厘8毛
⑧船沢手枚切替、計立、 接拵并拼方諸人足100長 17人掛り(1人につき1 欠5分)	20目9分1厘	42欠7厘5毛	3分6厘	31匁1分1厘	82欠1分1厘		9欠4分3厘5毛	
③船沢手米切替、計立、 振拵并拼方の節使用する 敷莚代100俵10枚掛り (1枚につき1厘2毛)	4分9厘2毛	9分9厘		7分3厘2毛	1匁9分3厘2毛		2分2厘2毛	
⑩船沢手米切替、計立、 接拵并拼方の節使用する 接代 (1枚につき1分1厘)	1匁7分8厘8毛	7匁2分6厘		3匁7分9厘5毛	16欠 6 厘		1欠9分1厘4毛	
①船沢手米切替、計立、 俵拵并拼方の節使用する 褶縄代100俵55把掛り (1担につき3分)	13欠2分8厘4厘	26久7分3厘		19久3分5毛	52匁 1 分 4 厘		6匁7厘2毛	

銭4貫500文	銭1貫文	銭2貫248文	銭3貫文	銭3貫文	銭2貫248文	銭 3 貫500文	銭 3 貫248文	御米添番人賃 (1人1泊につき銭248文)
4両2歩と4匁1分 3毛	15両2朱と5匁3 分4厘9毛	▲2朱と1匁6分 8厘9毛	23両2朱と 6匁9分2毛	13両3歩2朱と7 24分9厘8毛	1歩2朱と6匁2分 2厘7毛	6両3歩と4匁9分 2厘6毛	52両と1 匁 3 分 8 厘 5 毛	B-A (納人方手取)
7両2歩と5匁5分 8厘	19両2朱と7匁4 分2厘	3両3歩2朱と4匁 3分	37両2朱と 1匁2分8厘	25両1歩と2匁4 分8厘	4両2朱と6匁5分 7厘	16両1歩2朱と1 匁4分4厘	64両と2匁5分8 厘	B (⑰~卿合計)
	1両3歩2朱と1匁 5分				1歩2朱と4匁5分			②船不足籾代金
1両1歩2朱と1匁 8分4厘	2両3歩2朱と3匁 6分	2両2朱と3匁6分 3厘	21両2朱と 5匁3分8厘	2両と6匁4分	2朱と2匁8分7厘	4両と3匁2分9厘	45両3歩2朱と5 匁1分4厘	@弁米代金
1匁7分	3匁4分	1匁7分	5匁1分	5匁9分5厘	1匁7分	4匁2分5厘	6匁8分	⑩使用した国菰売払代 (100枚1匁7分)
1匁1分9厘(但し、 100俵8匁5分替)	2分 2 厘	2分6厘(但し、 100俵8匁5分替)	2匁	1欠3分1厘		1欠2分8厘	1欠3分4厘	⑬明俵売払代金 (100俵2匁)
6両2朱と8分5厘	14両1歩と6匁2 分1厘	1両2歩2朱と6匁 2分1厘	15両3歩と 3匁8分	23両と4匁1分2 厘	3両2歩と5匁	12両1歩と1分2 厘	17両3歩2朱と4 欠5分	②余米・怔劣米・散米等 売払代金(佐野屋へ)
3両と1匁4分7厘 7毛	4両と2匁7厘1毛	4両と5匁9分8厘 9毛	13両3歩2朱と 1匁8分7厘8毛	11両1歩と2匁4 分8厘2毛	3両3歩と3分4厘 3毛	9両2歩と4匁1厘 4毛	12両と1匁1分9 厘5毛	A (①~⑥合計)
金1両2朱と銀3 208分5厘	金1両2歩と銀4 匁5分2厘	金1両2歩2朱と 銀5匁3分5厘	金4両3歩と 銀6匁7分2厘	金4両1歩と銀1 201分7厘	金1両2朱と銀4 201分5厘	金3両1歩2朱と 銀3匁1分6厘	金4両2歩2朱と 銀5匁7分3厘	⑩欠米運賃銀 (100石につき銀820目、 1割増共)
	2匁			5/2		3⁄2		⑤内拵の節雨天後につき 使用する敷莚損料 (1枚につき1厘)
					40目4分7厘4毛			(166番御蔵拼込・拼出 人足賃 (1俵につき4厘)
		1厘		9厘	1厘5毛	3厘	9厘5毛	図内拵の節怔劣米取片付 人足賃 (1俵につき5毛)
1匁5分3厘		9分 3 厘				6分9厘		②船沢手米干立人足賃 100俵2人掛り (1人につき1匁5分)

※上記廻船のうち、八番船の諸入用については三ッ嶋村文書に記録(注29参照)が残り、納人は北方2郡惣代の三ッ嶋村樋口啓之助である。その他の船の納入は、全て「南方5郡惣代の御厨村加藤勘左衛門である。また、六番船の小菅蔵納分籾106石24の御蔵納入用については、史料がなく不明。

で、差し引き金一両二朱と銭一五九文を納方会所から納人に返上してで、差し引き金一両一歩と銀七匁二分八厘(銭七八五文)となったの、光の納入用は、人足賃・損料などが金二朱と銭六二六文で、一方餘

左衛門七両という預り金の額からすると、ほとんどが北方二郡の不足役所支配の河内国全体の不足米買納と考えられ、啓之助一二六両、勘三ッ嶋村啓之助様」宛に報告しているので、南北両方を含めた信楽御但し、この手続きは、納宿笠倉屋傳吉が代行し、「御厨村勘左衛門、

七 廻米不正事件とその後

米と推定できる。

りの発覚が記されている。
りの発覚が記されている。
りの発覚が記されている。
りの発覚が記されている。
いと、安政四年の信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米状況を以上、安政四年の信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米状況を以上、安政四年の信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米状況を以上、安政四年の信楽御役所支配河内国南方五郡の江戸廻米状況を

戸にて売り払っていたとして吟味に至っている。この記録の詳細を同船の沖船頭正九郎が、船中の廻米二七石余を積立即日夜掠め取り、江かけとなった。事件の概要は、永井様御預り所の廻米積船木屋市蔵持大きく、周辺の代官領・預り所へ触出しの上、取締りが強化されるきっ大きく、周辺の代官領・預り所へ触出しの上、取締りが強化されるきっ一回廻船は河内国南方五郡と直接関係はしないが、この事件の影響は

本稿のまとめとしたい。 文書により紹介し、その後の取締仕法の変化とその意義を分析して、

ている同廻米に係る状況が次のように説明されている。 五月二六日付の回答書が掲載されている。この中には郡中にて掌握し 五月二六日付の回答書が掲載されている。この中には郡中にて掌握し 船頭が弁金取候儀有無御尋」に対する、廻船御用達樋屋市次郎による 船頭が弁金取候儀有無御尋」に対する、廻船御用達樋屋市次郎による により発覚した。同文書には、まず奉行所よりの「永井飛騨守江戸 この不正事件は、安政五年五月中大坂御奉行所における吟味にて自

永井飛騨守御預り所村々の去巳年江戸廻米の内、摂津国の廻米千五百五拾石四斗を大坂木屋市蔵持沖船頭正九郎船へ巳年一一月二九日安治川にて積立て、摂津国川辺郡紫合村文次郎が上乗し同日大坂川口を出帆した。同船は一二月七日品川入津、同月二三日米千五百五拾石四出代してかなりの欠減がみられた。しかし、船中にて不審事も認められなかったため、船頭からは濡沢手軽弁の金三両三歩弐朱と銀三匁られなかったため、船頭からは濡沢手軽弁の金三両三歩弐朱と銀三匁方が、水井飛騨守御預り所村々の去巳年江戸廻米の内、摂津国の廻米千五上御蔵納」した。

あり、この回答書を上申している。百性共年来疑念仕居候儀ニ御座候」ところ、同紛失米に関する御尋が百性共年来疑念仕居候儀ニ御座候」ところ、同紛失米に関する御尋が候儀者諸御分とも同様ニ相聞へ候得共船頭不正之廉急度取留候儀無之この一件も含めて、近来「多分欠減有勝ニ付村々難渋相歎御座在り

続いて、六月九日付にて樋屋市次郎代為七により、郡中村々からの

見直しの根拠にしたかったのである。出する。村方としては今回の吟味に至った訳を知り、以後の取締仕法締のため「御吟味相成候起本御伺奉申上度」との願書を御役所宛に提「後年ニ郡中弁米之患無数相成候様仕度段」の申立を受けて、廻船取

如実に表れる。 このことは次の六月一九日付の樋屋市次郎から御奉行様宛の願書に

えることである。

積立・水揚仕法などの概要を記している。
た内容とほぼ同様で、安治川最寄に借蔵すること、積所にての升回し・の廻米積立仕法を以下に記載している。これは、二節、三節で詳述しの廻米積立仕法を以下に記載している。これは、二節、三節で詳述しつまり、この不正一件の筋道が不明では、有効な新規取締仕法の立つまり、この不正一件の筋道が不明では、有効な新規取締仕法の立

町

一両御役所打合せの上、東御奉行所へ仰立てられた。

同御役所宛になっており、

これら一連の願書が、

翌二二日谷町、

ている。両方とも厳重な廻船の取締を願出たもので、一つ目は、六月(そして、この後には郡中一同からの願書が二つ奥書として添付され

この時期には不正を生む一因となってくる様子が次のような文章に窺は、廻船請負の入札制の弊害防止のために生まれた廻船御用達制度が、七名の連名で谷町御役所宛になっている。この願書の中で興味深いの二○日付にて永井飛騨守御預り所摂州川邊郡上阿古谷村庄屋隼之助他

持船頭江相移り自儘勝手之筋追々弥増御利益筋ニ不相成之(後略)筋出来候節郡中之者者利作ニ不抱仕負ケ勝ニ成行候ニ付而者自ラ船(前略)廻船御用達之儀者近年権威強積所納所におゐて船手江掛合

二つ目は、同月二一日付にて摂州東成郡今市村庄屋藤右衛門他九名船持船頭に移り、わがまま勝手をしているというのである。けがちになり、これに味をしめた廻船御用達は、廻船差配役から自らつまり、廻船御用達の権威が強くなり、船手へ疑惑を掛け合っても負

の名前があり、同届書の人数と合致する。り信楽御役所に六月二九日付の届書に載る水主仁三郎と他八人の乗組員はなく、後に九月一五日付の届書に載る水主仁三郎と他八人の乗組員の名前を次の様に列挙している。ここには、船頭の名前これに対し、東御奉行所より指図のあった取調報告書が郡中惣代よ

表紙 手続書

安治川壱丁目木屋

市蔵船手続書

右同人所持廻船当時乗組之名前左二

松平安藝守様御領分

藝州三杵郡因之嶋出生村

宮次平七倅

冨蔵

同州同郡三津之庄村

山根屋仁作倅

仁三郎

同州豊田郡生江嶋瀬戸田町

越後久助倅

熊右衛門

同州同郡仕方原村

大和屋重郎倅

酒井雅楽頭様御領分

播州加古郡別府村

平三郎倅

重次郎

紀伊様御領知

紀州牟婁郡日置古屋村

八蔵倅

寅吉

田中庄次郎様御代官所

讃州小豆嶋平下郡郷安田村

太三郎倅

安蔵

松平三河守様御預り所

同州同郡池田村

文助倅

新蔵

というのである。 る。これによると、抜取米二七石は、江戸表にての減米の石数(二五 石四斗)と大体合致するので、この乗組員が掠め取ったと考えられる その上で、今回の吟味の概要を掲げ、郡中の申し分を書き連ねてい

載している。この申立で注目されるのは、上乗の船中取締についての その対応が書き連ねられており、その上で今回の不正事件の経緯を記 たな願書が出された。ここには寛政以前からの廻米船中欠減の経緯と さらに、八月三日付にて郡中より廻米仕法の立て直し案を含めた新

同

徳蔵

次のような内容である。

手前者品能取計抜取候儀ニ相違無之 全体諸向共乗納庄屋并上乗ニ差遣し候人物実体正路之者打撰差遣し全体諸向共乗納庄屋并上乗ニ差遣し候人物実体正路之者打撰差遣しまれた。 をは、一切相覚不申中ニ者丈夫之者も有之於船中ニ厳格ニ仕候而茂船頭水主共之仕成方如何可仕哉差押へ見留候義無之候格ニ仕候而茂一切相覚不申中ニ者丈夫之者も有之於船中ニ厳格ニ仕候而茂船頭水主共之仕成方如何可仕哉差押へ見留候義無之候人物実体正路之者打撰差遣し

に違いないとしている。
に違いないとしている。
に違いないとしている。
に違いないとしている。
に違いないとしている。
と不慣れな上乗は病人同様になり、船手のものに何をし、海が荒れると不慣れな上乗は病人同様になり、船手のものに何をし、海が荒れると不慣れな上乗は病人同様になり、船手のものに何をしているが、同人をに違いないとしている。

枡は郡中廻船方双方立会の上買整え、 水揚げの際は、 き九合四勺五才の取り決めの再確認、 .内拵えが済むまで船頭方は手離れにならないこと、 次に廻米仕法の立て直し案の概要を示す。 な納人が当惑するので、 御蔵所に船手懸りの者が多人数まかり越し混雑し、 船手懸りの者二・三人、 升改め・封印をすべきこと、 ②廻米水揚げに際し、瀬取り以 ①容赦米五斗入一俵につ 廻船御用達一 ③ 升 回 し 用 の新 不 (4)

田屋篤右衛門へ相渡同人が谷町御代官様へ差上候事」となった。御役所)への取締調方依頼のため、同御役所より「八月八日御用達多この願書は信楽御役所へ提出されたが、大坂御二分(谷町・鈴木町郡中方御出役納人二・三人以外は携わらぬこと、という内容である。

1 船御役所への届書として作成されている。 かかっているので、仮法的措置である。この書付は廻船御用達から廻 L そして、 廻米積立時は濱詰庄屋のうち両人が船中に乗り込み、 は船から引き上げてはいけない。 米積入方を見張り積立が終了しても、 十分な取調をすべきところ、 九月一五日付で次のような取締仕法が仰せ渡された。 同年は時期的に廻米積立時節に差 ただし、 上乗が船中へ乗り込むまで 内容は次のとおりである。 艀にて廻船へ廻米を運 水主共の御 ただ

送する場合もなるべく濱詰庄屋が同乗すること。

気を付けること。

④ 納所ではこの封印を納庄屋が改めるので、摺り痛みが無いようにの封印を最終的には上乗が受け取り、納所へ持参すること。
の封印を最終的には上乗が受け取り、納所へ持参すること。
これら

水揚げ廻し仕法は寛政年間に御達のあったとおり、例えば水揚げ 容赦米・弁米の必要はなく、納庄屋と船頭の取引勘定は無い。 廻しが五斗二升二合四勺五才あり、これに対し湊廻しが五斗二升 様俵四俵の水揚げ平均が五斗升二合四勺五才であれば

6 また、 五勺を御蔵納俵入に関わらず船頭より弁米のこと。 基準に水揚げ廻し五斗一升二合四勺五才との差一俵につき約七合 五才であれば、ここから容赦米九合四勺五才を差し引き、これを しが五斗三升三合で、 水揚げ廻しが五斗一升二合四勺五才あり、これに対し湊廻 様俵四俵の水揚げ平均が五斗二升九合四勺

7 五合で、 また、 ら容赦米九合四勺五才を差し引くと、水揚げ廻しの米量四斗九升 三合との差し引き一俵につき二升三合不足の分を郡中より弁米の を下回るので容赦米の引きようがない。この場合御蔵納五斗一升 水揚げ廻しが四斗九升あり、これに対し湊廻しが五斗二升 様俵四俵の水揚げ平均が四斗九升五合であれば、ここか

8 また、 ので、この場合は様俵計量が平均五斗二升あったとしても納庄屋 様俵計量には及ばず、御蔵納五斗一升三合の俵入にも不足が無い し五斗二升五合であれば、 頭より弁米の必要がない 水揚げ廻しが五斗一升五合五勺五才あり、これに対し湊廻 容赦米九合四勺五才だけの減少なので

付にて郡中惣代より同取締請書を信楽御役所宛に提出し、 以上が安政五年の廻米取締仮仕法である。これに対し、一 月 取締仕法見 五日

> 直し一件が落着する。なお、⑦⑧の規定より、 俵五斗一升三合であったことがわかる。 蔵納時の内拵最低基準

は

れるのではないだろうか。 掠め取りが積立即日夜に行われていることが、因果関係として考えら 濱詰庄屋を加えたこと、そしてこの印鑑は上乗が納所まで持参し、水 上乗到着まで見張るものとしたことや、様俵細引き封印に支配役人と は廻米を船方へ任せていたが、これを改め濱詰庄屋立会を義務付け、 揚時に納庄屋が必ず突き合わせるものとしたことである。今回の廻米 つまり、従来積立の際は濱詰庄屋は立ち会わず、上乗が到着するまで ていうと積立・水揚時の廻米の取り扱いが厳しくなったことである。 この見直し内容を検討すると、大きな変更点は見当らないが、 敢え

次の通りである。 上乗の資格、勤務内容を中心に取締強化を願い出ている。この内容は 掲載されている「御廻米取締仕候様書」である。 このため、郡中惣代は改めて廻米仕法改正を願い出た。これが続いて と、安政五年の取締仮仕法でも様箱の廻米欠減は防げず減石が生じた。 しかし、 安政六年八月付の「御廻米取締書」(加藤家文書)による 濱詰庄屋・納庄屋

1 湊詰庄屋は、 に重なり混み合う際は、 常は勤める。 江郡・渋川郡 北方二郡 ただし、 :: 丹北郡 茨田郡讃良郡で手船にての川下げが一時期 · 丹南郡 (茨田郡 増人すること。 ・讃良郡)で二人、 志紀郡) で二人、 南方五郡 合計四人で通

2 廻米積立の節は、 この四人以外に南北よりそれぞれ二人ずつ増員 ること。

3 それ以外の俵は仲仕に任せること。 北よりそれぞれ二人ずつ増員すること。この増員分の勤め向きは、 升廻しを行う様俵の秤掛け根取、米入升取、 大阪近隣の村々で心得のある年寄・百姓代・組頭のうちから、 積立の際の御米掛け廻しにつき六人でも行届かぬ時は、 小口払俵ぐくりで、

南

合計六人で勤めること。

- 4 廻米五分一廻しの際の秤目確認、様俵封印くくり、 (湊詰庄屋と同義) が勤めること。 小口かがりは
- (5) 御米の計量や棒引きは御定のとおり上乗の者にさせること。
- 6 応じ選ぶこと。 一乗の資格は去午年の仰渡どおり、 持高十石以上の百姓で実態に
- 7 廻米津出し川下げは一一月中旬より取りかかり一二月二○日まで には終えること。 一米五分一廻しの際の鬮振りは、 積所にては船頭に、
 納所にては
- 8 納庄屋が行うこと。 ただし、 **鬮筒の中は立会者が改めること。**
- 10 濱庄屋は役に立つ者を選び、 追って届け出ること。

御出役様は従前通り一一月中旬には大坂に到着願うこと。

納庄屋は同様に実態にそぐう者を選び、届け出ること。

(11)

9

濱庄屋は御米廻送時、 詰め合わせ、 仮蔵所水揚・蔵仕舞・御封印・片付の勤務に従事す 南北四人ずつは毎日暁六つ時より仮蔵所へ

れらが箇条書きにされているが、 結論としては、 安政五年の改正仮

仕法も有効ではなかったということであろう。

は増収のため不正を行ったと考えられる。 伸びを示す幕末期は、 米以外の積合せの禁止を強いられ、 からである。 た享保期以前は別として、利薄による城米廻船の減少に比して需要が 仕事ではなく、 する姿勢は感じ取れない。これは、 乱俵の取り扱いにも窺えるように、 たすら幕府に縋るほかなかった。しかし、幕府の対応は前記三番船の る取締の弛みであり、その不正を抑える権限は郡中村々にはなく、 $\langle \cdot \rangle$ ずれにせよ、郡中の立場に立てば、まず改正すべきは船方に対す このような状況の中で廻船御用達の重要性は増し、 廻船の需給関係が飽和状態を超え廻船供給過多であっ 城米廻船の確保に幕府も苦労していたといえる 決して積極的に郡中の立場を配慮 廻船業者にとって決して割のよ 城米廻送が積所への空船廻送や城 71

間の商米積合せの不正例も報告されている。 受候儀」とあり、 野湊様之浦下ヶ関神戸浦ニ而上陸致しいつれも半日一日位上陸致居酒 き取り浦々にて売り払っていたというものである。 肴等振舞候儀有之且品川沖なとにてハ御米と肴類なと交易致候儀も見 の証言によると、「船方のもの共上陸相勧候ニ付月日不覚三保ヶ関萩 しておこう。 米船中減石不正之取計并弁米方御吟味願」における不正の手口を紹介 納方雑辨記」に掲載されている天保八年(一八三七)七月付の 参考のために、前掲大阪府立大学総合情報センター所蔵の「御廻米 ただし、これは羽州村山郡における廻米例である。 度々上陸を勧め上乗を上陸させている間に廻米を抜 その他に、

害防止のために生まれた廻船御用達制度が、この時期には不正を生む 因となってくる様子が窺えるが、幕府は廻船御用達制度にメスを入 前記のとおり安政五年六月二○日付願書にも、廻船請負入札制の弊

れるまでには至っていない。

- (1) 布施市史編纂委員会『布施市史第二巻』布施市役所、昭和四二年、 九・三〇一頁。
- (2) 安政四年一二月一五日付「御廻米着船要用留」奥付(加藤家文書)。
- (3)信楽御役所支配の河内国幕府直轄領としては、南方五郡に対して北方二 郡(讃良郡、茨田郡)があり、安政四年の納庄屋(納名主)惣代は茨田郡 三ッ嶋村の樋口啓之助が勤めている。 [安政四年一一月付 | 御廻米納一件控
- (4)渡邊忠司「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制―近世前期廻米制成立期を 中心に―」(『大阪の歴史』第五五号、平成一二年、五五―五六頁)。
- (5) 前掲「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制―近世前期廻米制成立期を中心 に―」六四―六六頁。
- (6)竹内誠「寛政改革と米方御用達の成立」(『歴史教育』第九巻の第一○号、 昭和三六年、五五頁)。
- 第七二編第一一号、昭和三八年、七〇頁)。〕 る納方会所の手付を勤める類似の商人も生まれてきている。〔阿部善雄「江 復活しており、この頃にはその他に万屋為次郎等の廻米納人下宿と呼ばれ 戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として―」(『史學雑誌 ただし、安政四年時点では、納方会所制度のもと笠倉屋伝吉等の納宿が
- (7) 鈴木直二『徳川時代の米穀配給組織』厳松堂書店、昭和一三年、 五九〇
- (8)前掲「近世畿内幕領年貢米の江戸廻米制―近世前期廻米制成立期を中心 に一」、五三頁。
- (9)前掲『布施市史第二巻』、三○九頁。
- 〔10〕前掲『布施市史第二巻』、三○九─三一○頁。
- 『布施市史第二巻』、三一〇頁。

- 安政五年四月二三日付「乍恐以書付奉申上候」(加藤家文書)。
- 前掲『布施市史第二巻』、三一〇—三一一頁。
- 安政六年八月付「御廻米取締書」(加藤家文書)。
- $\widehat{\underline{17}}\ \widehat{\underline{16}}\ \widehat{\underline{15}}\ \widehat{\underline{14}}$ 前掲「御廻米取締書」(加藤家文書)。
 - 前掲『布施市史第二巻』、三一一頁。
- 前掲『布施市史第二巻』、二九九―三〇一頁。
- 18 前掲『布施市史第二巻』、三一五頁。
- 前掲『徳川時代の米穀配給組織』、五九〇頁。
- (20)寛政二年一○月付「寛政元酉年十月於御勘定差配人ゟ船頭水主共江申渡 候様被仰付候書付左之通」(加藤家文書)。
- (21)日本経済史研究所『日本経済史辞典 下巻』日本評論社、昭和一五年、一
- (22)前掲『布施市史第二巻』、三一八―三一九頁。
- (23) 安政五年三月付「巳年皆済目録」(加藤家文書)。
- (2)『門真市史第四巻近世本文編』門真市長東潤、平成一二年、七九頁。 『門真市史第四巻近世本文編』には、「この年(安政四年)の河内地域の
- この廻米高は信楽御役所支配幕府直轄地のうち、北方二郡の分のみであり、 たというのが実態であろう。すなわち、同書の内容は、安政四年北方二郡 送されており、このうち八番船は茨田郡の廻米との積み合わせになってい 五郡の廻米は本稿に詳述するとおり、六・七・八・九・十番船によって廻 年)の一番船・二番船・四番船・五番船・八番船によって門真市域も含め 本稿で示す南方五郡の廻米高が含まれていない。同じく、「この年(安政四 廻米高は七一三九石四升六合七勺であった。」〔() 内筆者注〕とあるが、 て河内地域村々の年貢米が運ばれた。」〔() 内筆者注〕という点も、南方
- (25)『布施市史第二巻』、三一○頁には、「空船が到着すると租米を上荷茶船で 同乗する。」とあるが、安政四年、納庄屋は陸路を江戸へと出向いている。 積み込む。(中略)租米を出すとともに郡村から選ばれた納庄屋及び上乗が

の廻米状況であるといえる。

- (26)八番船の航行記録については、安政四年一一月付「御廻米納一件控」(守 口文庫所蔵)に依拠している。
- 〔27〕大阪市『大阪市史 第一』清文堂出版、昭和四四年、六四四頁
- (28)安政五年正月付「河内国去巳御年貢米御蔵諸入用帳」二冊、同年同月付

- ジー安女丘拝ニヨ寸「可内国長ユヨ甲草米即義内者へ用長」(守コケ車所歳諸入用帳」三冊、「河内国去御年貢籾御蔵諸入用帳」(加藤家文書)。「河内国去御年貢籾御蔵諸入用帳」、同年二月付「河内国去巳御年貢米御蔵
- 「三ッ嶋村文書」) (35) 安政五年二月付「河内国去巳御年貢米御蔵納諸入用帳」(守口文庫所蔵
- (30) 安政四年一二月付「江戸御廻米一村限御割符帳」(加藤家文書)。
- 一」(『史學雑誌』第七二編第一一号、昭和三八年、六二頁)。(31) 阿部善雄「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として
- (33)安政五年六月付「御廻米積船木屋市蔵沖船頭正九郎不正之一件」(加藤家(32)安政五年五月付「去巳御廻米納不足二付買納代書物写」(加藤家文書)。
- 七四頁。 (34)前掲「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として―」

(3)前掲「江戸城米の廻送と蔵納―幕末期桑名藩預所城米を中心として―」

七四—七五頁。